

静岡県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年8月6日

静岡県監査委員 青木清高
静岡県監査委員 城塚浩
静岡県監査委員 和田篤夫
静岡県監査委員 曳田卓

監査対象機関	監査結果報告年月日
東京事務所	平成31年3月27日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件名 非常勤職員の年次有給休暇請求簿の記載誤り及び年次有給休暇付与日数の誤り 3 内容 平成30年度に非常勤職員が年次有給休暇を請求する際、請求簿の残日数を誤って記載したが、請求を承認する際その誤りに気付かず、請求簿の残日数が過大となっていた。また、他の非常勤職員の繰越日数の付与に誤りがあった。	
【措置の内容】 残日数や繰越日数について、改めて計算をし、記載日数を訂正しました。 今後は、人事課作成の非常勤職員年次有給休暇付与計算シートを活用したり、請求を承認する際には、取得日や取得期間だけでなく残日数についても確認を徹底したりするなど、再発防止に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
下田土木事務所	平成31年 3 月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場における重大事故（国道の長期通行止）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に実施した橋梁架設工事において、架設設備を転倒させ、国道を長期間通行止にする重大事故を発生させていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事故後直ちに、現場付近の国道136号を全面通行止めにし、迂回路となる県道、町道には案内看板・交通整理人を配置し安全確保を図りました。</p> <p>国道の早期復旧に当たり、施工技術総合研究所、県庁道路整備課、下田土木事務所、受注者からなる検討組織を立ち上げ、現地調査、現場検証を行い、原因究明と復旧工法の迅速かつ適確な検討に努めました。</p> <p>工事再開に当たり、下田土木事務所及び、県庁にてそれぞれ安全管理推進委員会を開催し、再発防止策及び今後の作業手順を確認するとともに、安全教育の強化についての意見をまとめ、これをもとに受注者に指導注意を行い、工事再開前には総括監督員、検査監が現場で再発防止対策や作業手順等を確認しました。</p> <p>事故原因は、受注者が、十分な検証をせずに、当初計画と異なる方法で橋桁を架設したことで、クレーンと橋脚の接続部が不安定な状態となり、門型クレーンの転倒を誘発したことによるものです。また、工法の変更について、県への報告がありませんでした。</p> <p>再発防止対策として、架設計画における受注者の十分な照査及び事前チェック強化を実施し、施工体制の強化を図ったほか、現場管理の徹底のため、受注者には補助技術者（主任技術者相当）を1名増員するよう指示し、施工管理、安全管理などの管理体制を強化しました。</p> <p>また、所内の土木技術職員に対して工事現場での安全対策について周知をするとともに、下田建設業協会に対し、「建設工事に係る安全対策について（依頼）」（平成30年5月9日付け下土企第4号）を通知し、協会員への安全対策の徹底の周知を図りました。</p> <p>さらには、労働災害防止について、研修会を年度中に3回開催し、管内の施工業者に周知し、同様の事故防止を喚起しました。</p> <p>今後は、計画と異なる施工方法による事故が発生しないように、発注者及び受注者による施工計画書や作業手順書の入念な確認を行い、必要に応じて中間検査を実施します。また、工事着手後速やかに施工計画書に従い作業が行われているか確認し、建設工事現場における事故の発生防止に努めます。</p>	

【監査の結果】

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意 |
| 2 | 件名 | 業務委託の不適切な履行期間の設定 |
| 3 | 内容 | 平成28年度から29年度にかけて実施した協議会運営業務委託において、必要な履行期間を確保せずに契約を締結していた。 |

【措置の内容】

本業務委託は、河津桜と河川整備の共存の在り方等について必要な検討を行う、行政・有識者・地元関係者で構成される「河津川流域における河津桜並木景観検討会」（以下「検討会」）の運営補助等を行うものです。

業務の発注時には、検討会での協議により、河津川堤防沿いの桜並木の基本方針について取りまとめを行う予定で履行期間を設定しましたが、検討会において、委員から「訪れる観光客や地元住民に意見を聴取し、今後の方針決定については丁寧に進める」旨の指摘があり、この指摘事項への対応と関連事項の検討に日時を要したことから、履行期間が延長となったところです。

今後の同種業務実施の際は、社会的な影響や並行して検討すべき事項等を十分に考慮した上で、必要な履行期間が確保されるよう、複数の者での適切な調査・検討期間の確認を徹底し、適切な業務委託の実施に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡土木事務所	平成31年 3 月 27 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成30年度に実施した建設工事で第三者事故（物損）が3件、工事等の関係者事故（人身）が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成29年度までは、事故防止対策として、主に労働基準監督署、建設業協会との合同パトロール、事務所単独の事前通告なしの抜き打ちパトロール、清水港管理局、中部農林事務所と合同の安全講習会により受注者に対する指導を行ってきました。</p> <p>平成30年10月から従前の事故防止対策に加え、交通基盤部全体の新たな取組として、本庁工事検査課が中心となり「工事事故防止行動計画」を策定しました。建設工事現場等における事故原因の大半が「不注意」によるものであり、これまで「災害リスクに対する想定が不十分であったこと」や「事故の教訓が生かされていなかった」ことへの反省から、以下の取組を県と業界団体が一体となって取り組んでいます。</p> <p>①各工事現場において、「予測⇒対策⇒検証⇒改善」の「事故対策P D C A」を適時に実施</p> <p>②各工事現場で得られた知見を、県全体で情報共有し、事故防止体制を強化</p> <p>このほか、当事務所で発生した事故の再発防止策を全受注者に送付し、情報共有と注意喚起を図っていましたが、結果として5件の事故が発生してしまいました。</p> <p>このため、事務所独自の再発防止策として、当事務所の監督員及び受注業者を対象に、平成30年度発生した事故の傾向の分析に基づき注意点を周知するとともに、安全意識の向上を図るよう令和元年6月11日に事務所単独の工事事故防止安全講習会を開催しました。また、従前から行っている事務所単独の抜き打ちパトロールについて、月1回の頻度を月2回に増して実施しています。</p> <p>今後も、上記の取組を徹底し、業界団体とも連携を図りながら、建設工事現場における第三者事故等の発生防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
賀茂地域局	平成31年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 非常勤職員の年次有給休暇請求簿の記載誤り</p> <p>3 内 容 非常勤職員が年次有給休暇を請求する際、請求簿の残時間数を誤って記載し請求したが、請求を承認する際、その誤りに気付かず、請求簿の残時間数が過少となっていた。その結果、無給休暇が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>指摘後、直ちに非常勤職員勤務状況管理簿兼休暇等承認申請（請求）簿を修正しました。</p> <p>また、無給休暇が発生した分について再計算し、該当非常勤職員に事情を説明し了解を得た上で、残時間数の過少によって生じた非常勤職員報酬の追給処理を、平成31年1月分報酬支給額の調整により完了しました。</p> <p>現在、非常勤職員の休暇取得の際には、複数職員のチェックの徹底、令和元年度からはExcelを用いた残り休暇日数計算表を作成・使用して、再発防止に努めています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
ふじのくに茶の都ミュージアム	平成31年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 収入印紙の貼付額誤り</p> <p>3 内 容 平成29年度に締結した平成29・30年度ふじのくに茶の都ミュージアム博物館等運営支援業務委託契約書の収入印紙の貼付額に誤りがあった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成31年1月16日実施の予備監査終了後、直ちに「印紙税額の一覧表（第2号文書）」において、当該契約の収入印紙金額が2万円であることを受注者・発注者双方で確認し、不足金額の収入印紙を追加貼付した契約書を受け取りました。</p> <p>今後は、次の取組を徹底し、再発を防止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書を作成した段階で、担当職員が受注者に「印紙税額の一覧表」を確認して収入印紙を貼付するよう指導します。 ・ 契約書受領時に、担当職員が収入印紙の金額に誤りがないかを確認するとともに、副担当及び出納員による確認を受けることとし、確実にチェックします。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
地方独立行政法人 静岡県立病院機構	平成31年 3 月27日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 理事長再任に係る法人登記の懈怠 3 内 容 平成29年 4 月に理事長が任命された際、2 週間以内に「代表権を有する者」の登記を行わなかった。これにより過料が発生した。	
【措置の内容】 平成30年11月 8 日に登記懈怠の指摘を受け、11月29日に理事長再任の登記を申請し、同日付で登記を完了しました。 今後は、再任であっても登記が必要であることを担当職員の事務マニュアルに掲載するとともに、他の職員による確認を徹底することにより、再発防止を図ります。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
人事課	平成31年 3 月 27 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 障害者雇用率算定に関する不適切な取扱い</p> <p>3 内 容 平成30年 6 月、障害者である職員の雇用状況を算定する際、障害者手帳による確認が必要であるにもかかわらず、手帳の確認ができた者の他に、身体障害者福祉法施行規則別表の「身体障害者障害程度等級表」による障害の程度が 1 級から 6 級に該当すると独自に判断した者を障害者数に算入していたため、誤った障害者雇用率を厚生労働省に報告していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>今回の事案は、厚生労働省のガイドライン等を遵守することなく、障害者手帳等の確認を行わないまま、人事管理上保有した情報に基づき障害者雇用数を不適切に算定してきたこと、また、当該職員にあらかじめ情報の利用について同意を得るべきところ、同意を得ないまま障害者数に計上するという、2つの不適切な事務処理を行ってきたことによるものです。</p> <p>このため、平成30年 8 月下旬以降、調査対象となる全ての職員と個別に面談を行い、障害者手帳等の所持状況について再調査を実施しました。</p> <p>再発防止策として、今後はガイドラインに定める手続に沿い、あらかじめ本人から情報の利用について同意を得た上で障害者手帳等の写しを提出させることとしました。</p> <p>また、課内職員に対し、あらゆる機会を捉え、各種法令等の遵守を徹底するように呼び掛けるとともに、各担当の業務を今一度見直し、職員間で共有することで、不正や問題の発生を事前に防止する体制づくりを進めています。</p> <p>今後とも、このような取組を通じて、不祥事を許さないという職場づくりを進め、県民の信頼回復に努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育総務課	平成31年 3 月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 障害者雇用率算定に関する不適切な取扱い</p> <p>3 内 容 平成30年 6 月、障害者である職員の雇用状況を算定する際、障害者手帳による確認が必要であるにもかかわらず、手帳の確認ができた者の他に、身体障害者福祉法施行規則別表の「身体障害者障害程度等級表」による障害の程度が 1 級から 6 級に該当すると独自に判断した者を障害者数に算入していたため、誤った障害者雇用率を厚生労働省に報告していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>県教育委員会では、平成29年 6 月 1 日現在で報告した平成29年度の障害者任免状況通報書及び平成30年 6 月 1 日現在で報告した平成30年度の障害者任免状況通報書について再調査を実施しました。</p> <p>この再調査については、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に基づき、所属職員への説明や同意書の提出等について手続要領を作成し、その要領に沿った調査を全所属に徹底しました。</p> <p>また、再調査に合わせて障害者の雇用状況の算定根拠となる同意書及び障害者手帳の写しを教育総務課に集約することとし、一元的に管理することで雇用率算定の適正な手続きを実施する環境を整えました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
警務課	平成31年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 障害者雇用率算定に関する不適切な取扱い</p> <p>3 内 容 平成30年6月、障害者である職員の雇用状況を算定する際、警察官及び非常勤職員について誤った扱いをしたため、誤った障害者雇用率を厚生労働省に報告していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成30年6月現在の障害者である職員の雇用状況につき、障害者雇用率の算定の基礎となる職員数に非常勤職員の数を加え、計上していた障害のある警察官数を引き去った上で、障害のある非常勤職員数を加え、正しい障害者雇用率を算定し、平成30年9月、静岡労働局に修正報告しました。正しい障害者雇用率の算定方法を確認したことから、今後は正しく報告をしてまいります。</p> <p>なお、障害者雇用率を満たすよう障害者の雇用に努めています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
監察課	平成31年 3 月 27 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通違反（酒気帯び運転）の発生</p> <p>3 内 容 県中部の警察署に勤務する警察官は、平成31年 1 月、出勤後のアルコール検査により、通勤途上において酒気帯びの状態です自動車を運転していたことが判明し、検挙された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>（警察本部における措置）</p> <p>警察本部監察課が次の措置を執り再発防止に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員に向けた通達の発出 飲酒運転防止に向けた全職員の意識高揚を徹底するよう本部長通達を発出しました。 ・ 身上把握の徹底 飲酒の習慣のある職員（特に中高年職員）及び飲酒習慣のない職員（特に若手職員）に対し、それぞれの特性に応じた個別具体的な面接指導を実施し、身上把握に努めています。 ・ 人事管理の徹底 人事管理情報を活用し、健康状態・飲酒習慣から飲酒トラブルを起こす可能性のある職員を抽出し、幹部による注意指導を実施するなど人事管理の徹底を図りました。 ・ 随時監察により、各施策の浸透状況について検証を行っています。 <p>（発生所属における措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 署長から直接退職者に対して、退職前教養を実施し意識高揚の徹底を図りました。 ・ 署幹部に対し、規律の厳正な保持・基本の厳守・身上把握・指導の徹底を指示し、部下の指導教養を徹底しました。 ・ 各課、交番等の代表者で構成する士気高揚委員会・交通安全会を開催し、「退職・昇任・異動」により非違事案の発生しやすい時期であることから、職員相互による注意喚起及び声掛けを実施し意識付けを図りました。 ・ 全体教養時や朝会等を利用し、全署員を対象に「飲酒上の非違事案防止」の再徹底に関する指導教養を実施し、再発防止に全力を挙げています。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
機関名非公表	平成31年 3 月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 職場内秩序を乱す行為（暴言）の発生</p> <p>3 内 容 県の出先機関の職員は、平成29年 1 月から 3 月上旬までの間、所属長として、部下職員（1 名）に対する業務上の指導をする際、パワーハラスメントに該当する不適切な言動により当該職員に精神的苦痛を与えた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>所管する部では、これまでも、部長代理、政策管理局长（平成30年度は管理局长）及び総務課長（平成30年度は総務監）等が部内出先機関に訪問し、課長以上の職員との意見交換会や「コンプライアンス通信」の活用の周知等により、年間を通してコンプライアンス意識の徹底を図ってきたところです。</p> <p>今回の事案発生後は、管理職等職員の会議においてハラスメント防止の徹底を指示したほか、部独自の取組として、職員が直接、本庁総務課長へ匿名で連絡できるハラスメント相談窓口を設置し、部内全職員に周知するとともに、ハラスメント事案も含め不祥事防止のため管理監督者が日頃から心掛けるべき点等について認識を深めるリスクマネジメント研修を実施しました。</p> <p>また、部内出先機関との意見交換会の場においても、ハラスメント防止意識の徹底について、改めて注意喚起するとともに、「風通しのよい職場づくり」を目的に、課・班ミーティング実施の呼び掛け等を行いました。</p> <p>職場内秩序を乱した職員の懲戒処分後においても、直ちに、臨時の局長会議や次長・総務課長会議を開催し、綱紀の厳正保持に係る通知、県で作成した「パワーハラスメントの防止等に関する指針」と併せて、再度、相談窓口のちらし等を配付し、パワーハラスメントのない職場づくりに努めるよう所属職員に対する周知徹底及び問題が発生した場合の迅速な対応について指示しました。</p> <p>そのほか、地方公務員災害補償基金静岡県支部が開催した「パワーハラスメント防止研修会」に部内の管理職等職員を出席させ、パワハラ防止のための知識の習得に努めるとともに、年度始めの平成31年 4 月には、部長から部内全職員への一斉メールにより、職員が相談しやすい「風通しのよい職場づくり」について改めて周知しました。</p> <p>今後も、出先機関とのコンプライアンス意見交換会により、ハラスメント防止対策に対する意見交換や、新たに「ハラスメントを許さない3原則」の作成・活用、ハラスメントチェックリストによる自己点検、部内研修等を実施し、ハラスメント撲滅に向けて部全体で取り組んでいきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部の県立高等学校、校名は非公表	平成31年 3 月 27 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 わいせつ行為の発生</p> <p>3 内 容 東部の県立高等学校の教諭は、平成30年の1月上旬、8月上旬及び下旬、10月下旬に行われた、顧問をしている部活動の合宿や大会の際に、宿泊していた各ホテルの部屋において、毎回、部員である1人の特定女子生徒と2人きりとなり、身体接触を伴う不適切な指導を行うとともに、指導に乗じてわいせつ行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成31年2月5日、「コンプライアンス委員会」を行い、本校の再発防止の取組みについて説明し、外部の方からの意見をいただきました。</p> <p>本件は、顧問教諭が生徒の人権を軽んじてわいせつな行為に及んだこと、さらに教職員が、わいせつ行為を絶対に防止するという組織となっていなかったことに原因があります。このことを受け、令和元年度から次の取組みを実施することにより、再発防止に努めてまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「不祥事根絶取組計画」を見直し、全教職員一人ひとりが考え、意見を出し合う研修を計画します。 全ての教職員及び生徒が、人権に対する高い意識を持つことを目指し、生徒一人ひとりの人権を尊重することの大切さについて、教員と生徒がともに学ぶ講演会を実施します。 教職員研修会や、授業改善のための授業参観等において、教科・分掌外の事でも、お互いに意見を言い合える場をつくり、それらを通して「風通しのいい職場環境づくり」に取り組めます。 学年主任、課長等、集団をまとめる教員から、定期的な教員情報の把握を行います。 部活動の活動状況や、教職員一人ひとりの業務量・遂行状況を、管理職が月一回確認し、働き方について助言し、面談する機会を作り、個人的な悩みや問題の把握に努めます。 <p>さらに、特定の生徒に偏った指導がされていないか、生徒の不公平感がないか情報収集をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 教育相談が必要な生徒に対する、職員の窓口を広げる取組み（教科、生活、部活動、進路等の面接の実施）を行います。 コンプライアンス委員会、学校評議員会、PTA等外郭団体に情報発信をし、外部の視点から学校教育活動（特にコンプライアンスの取組み）についての意見を求め、改善に努めます。 学校行事、業務の見直しを行い、多忙化の解消を図り、お互いに意見交換ができる余裕を生み出します。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部の県立高等学校、校名は非公表	平成31年 3 月 27 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 生徒へのセクシュアル・ハラスメント行為及び不適切な行為の発生</p> <p>3 内 容 西部の県立高等学校の教諭は、平成29年 8 月、自身が顧問を務める部活動の合宿中に、女子生徒 1 人に対し、深夜にLINEで呼び出し、合宿所の食堂付近において、自分が飲んでいた酒を飲ませ、女子生徒を抱きしめる、太ももに触るなどのセクシュアル・ハラスメント行為等を行った。</p> <p>さらに、平成30年 8 月、同部活動の別の女子生徒に対し、執拗にLINEで映画に誘う、合宿中の深夜にLINEで呼び出す、酒の画像を送るなどの不適切な行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 平成30年12月 6 日、緊急職員会議で校長から処分内容及び自主退職に至る経過を説明し、生徒や保護者の信頼を得る積み重ねをしているかの振り返り及び信頼を高めるためどうすればいいかを考えるよう教職員に求めました。</p> <p>2 平成30年12月19日の職員会議では、本校で実際にあったヒヤリハット事例を挙げ、日頃の何気ない行為に潜む危険性を指摘し、各自の意識向上を図りました。また、今回の事案が「慣れ」「独善」「錯覚」によるものと分析をし、教職員自身の振り返りと日常において自戒をすることを求めました。</p> <p>3 平成31年 1 月25日の職員会議では、「生徒の信頼を得て生徒の力を伸ばすには」をテーマに教員側の姿勢の在り方、授業の大切さを再確認し、各自の意識向上と実践を求めました。</p> <p>4 朝の打合せ等で他の懲戒処分事案を取り上げ、コンプライアンス通信「信頼にこたえる」を配布し、不祥事根絶に対する教職員の意識の高揚を図るとともに、綱紀の厳正保持に努めました。</p> <p>5 平成31年 4 月 3 日、新年度にあたり、教職員の異動もあったことから、職員会議で昨年度の事案について概要を説明しました。また、事案発覚以来、どのような対応（生徒たちを守るための教職員への指示、振り返りと意識の向上、日頃の行為に潜む危険性の具体的共有、教育の重要性の再確認及びお互いを大切にする雰囲気づくりと規範意識の向上）を積み重ねてきたかを具体的に確認し、その継続を教職員に改めて求めました。</p>	